

ご利用ください「市民交流サロン」「さんぶの森交流センターあらかぎ館」

ボランティア活動など、社会貢献活動（市民公益活動）を行う方を支援することを目的に成東保健福祉センター内に市民交流サロンを開設しています。交流、情報の受発信、打ち合わせ、資料作成作業などにご利用ください。さんぶの森交流センターあらかぎ館においても、地域振興活動の拠点として市民交流サロン、バイオマス体験棟が開設されておりますので、併せてご利用ください。

【利用できる方・一部利用できる方】

市内において、ボランティアなど市民公益活動を行う方（NPO法人、市民公益活動団体及び個人）。

P T A、自治会は、一部の設備を利用することができます。

※政治・宗教・選挙・営業活動を行う方は利用できません



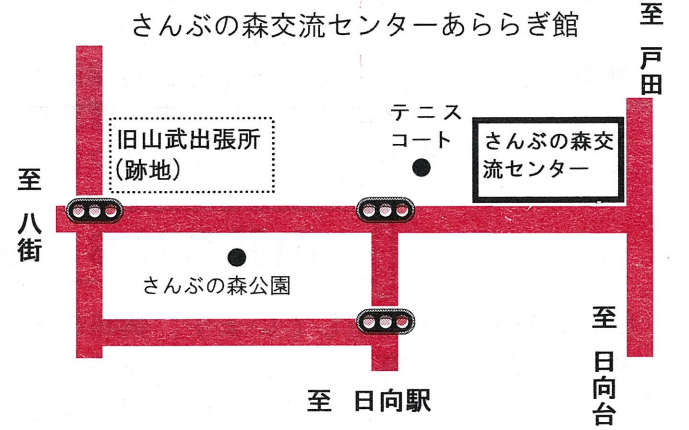
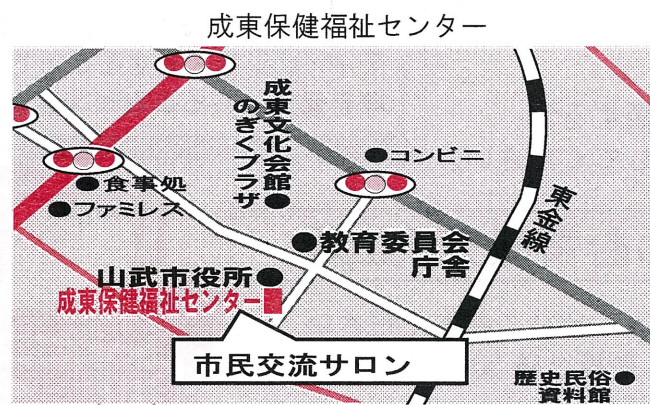
施設名	利用時間	利用申込み
成東保健福祉センター内 市民交流サロン	平日：午前9時～午後5時 平日夜間：午後5時～午後9時 ※① 土曜日・日曜日：午前9時～午後5時 ※①	利用日の2ヶ月前から7日前までに 利用申請書をご提出ください。 ※①7日前までに申込み必要
さんぶの森交流センターあらかぎ館内市民交流サロン	午前9時～午後5時30分 ※② 休館日：毎週月曜、年末年始	※②午後5時30分以降に利用したい場合は事前にご相談ください。

【成東保健福祉センター内市民交流サロン】設備・利用料金

設備・備品名	用途	料金
コミュニティデスク(1台)	打合せ・作業台	無料
パソコン(2台)	各種資料の作成等	無料(2時間まで)
プリンター(1台)	パソコンデータ出力	白黒:10円/枚、カラ:50円/枚
印刷機(1台)	各種印刷 ※用紙は持参 ※インクは黒・赤色	1原稿あたり 100枚まで:60円、200枚まで:90円 201枚以上は100枚につき30円を加算。
複写機	各種複写	白黒:10円/枚(両面は20円)
裁断機	用紙切断	無料
ハンプレットラック、レターケース、掲示板	PR用、団体間の事務連絡用	無料

【さんぶの森交流センターあらかぎ館】設備・利用料金

設備・備品名	用途	料金
多目的室(4室)	会議・打ち合わせ等	☆使用料等詳細については、市ホームページ又は、あらかぎ館(電話 89-3630)へお問い合わせください。
和室(2室)	会議・打ち合わせ等	
調理台(2台)	調理実習等	
備品(椅子、机、音響設備、スクリーン、プロジェクター、演台等)	会議・打ち合わせ等	
ジャイアントシェルター棟、バイオマス体験棟	体験、イベント等	
パソコン(プリンター)、複写機、印刷機、無線LAN	資料の作成等	



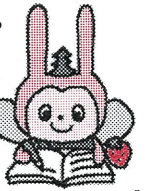
山武市 市民交流サロンだより 第10号 2012年9月

発行：山武市 総務部 市民自治支援課

トピック NPO法人法が改正されました！

～改正特定非営利活動促進法が施行されました～

平成24年4月1日から、改正特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されました。改正の概要は以下のとおりです。詳細は、後述の内閣府及び千葉県のホームページをご覧ください。



NPO法人に関する事務を都道府県(政令指定都市)で実施します

所轄庁の変更

NPO法人の所轄庁事務は、その主たる事務所が所在する都道府県(その事務所が一の政令指定都市の区域内のみに所在するNPO法人にあつては、当該指定都市)が行うこととなりました。(従来の内閣府から変更)

認定事務の実施

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて、公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができるようになりました(従来の国税庁長官による認定制度は廃止。)

制度の使いやすさと信頼性向上のための見直しをしました

申請手続きの簡素化・柔軟化

定款の変更について、所轄庁の認証を必要とせず、届出のみで足りる事項(役員の定数等)が追加されました。また、社員総会の決議について、書面等により社員全員が同意の意思表示をしたときは、社員総会の決議があつたものとみなすことができるようになりました。

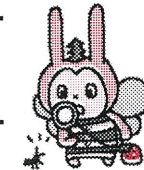
活動分野の追加

新たに、「観光の振興を図る活動」、「農山漁村または中山間地域の振興を図る活動」及び「法別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県知事又は指定都市の条例で定める活動」が追加されました。

会計の明確化

NPO法人が作成すべき計算書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」に変更されました。

認定制度を見直しました



認定基準の緩和

認定を受けるための基準が緩和されました。また、設立初期のNPO法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、1回に限りスタートアップ支援としてPST基準を免除した仮認定制度が導入されました。

認定の効果の拡充

認定NPO法人(仮認定含む)への寄付者は、現行の所得税法の所得控除適用のほか、税額控除を選択することができるようになりました。

市民交流サロンだより 第10号 平成24年9月8日発行 (平成20年3月創刊)

発行：山武市総務部市民自治支援課・市民交流サロン
〒289-1392 山武市殿台296番地 成東保健福祉センター内 TEL 0475(80)0151・FAX 0475(80)1177
メールアドレス katsudoshien@city.sammu.lg.jp ホームページ http://www.city.sammu.lg.jp
《さんぶの森交流センターあらかぎ館 〒289-1223 山武市埴谷1884番地1 TEL 0475-89-3630》

内閣府ホームページ

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律について

https://www.npo-homepage.go.jp/about/201204_kaisei.html

改正に伴う注意事項等

https://www.npo-homepage.go.jp/about/201204_kaiseihou_tsuchi.html

千葉県ホームページ

特定非営利活動促進法の改正について

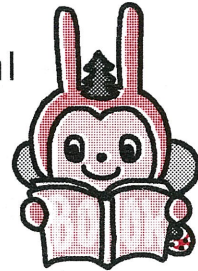
http://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/houjin/houkaisei_h24.html

NPO法人に係る各種申請書類の様式及び記載例

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/houjin/youshiki.html>

認定申請書類の様式

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/houjin/youshiki-nintei.html>



ご注意ください

理事の代表権の制限に関する登記について

改正特定非営利活動促進法及び改正組合等登記令により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款において理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その定めを登記しなければならないこととなりました。また、特定の理事（理事長等）のみが法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。

改正組合等登記令が施行される際に代表権の範囲又は制限に関する定めがある法人については、**施行の日（平成24年4月1日）から6ヶ月以内に（ただし、他の登記をするときは、当該他の登記と同時に）理事の代表権の範囲又は制限に関する定め**の登記、又は法人を代表する特定の理事（理事長等）以外の理事についての代表権喪失による変更の登記をしなければなりません。

なお、これらの登記を怠った場合には、20万円以下の過料に処せられることがあります。

（注）定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。登録手続き等詳細については、下記ホームページをご確認ください。

法務省ホームページ

「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（依命通知）」等について

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00067.html

NPO法人登記申請様式等

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html#04>

市民提案型交流のまちづくり推進事業 25年度事業提案募集

ボランティアなどの市民活動団体（NPO含む）や地域が、自主的主体的に公益事業や協働事業を提案し、市民の視点をとおして市のまちづくりにふさわしいと認められた団体に対し、事業に係る経費の一部または全部を補助金として助成する制度です。

平成25年度に事業実施を希望する団体を下記の日程で募集します。

皆さんの知恵と力を活かして豊かなまちをつくる「まちづくり事業」提案をお待ちしております。

◆募集期間：平成24年8月27日（月）～9月29日（金）午後5時

◆募集詳細：市民自治支援課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

「おためしボランティア」マッチング交流会

ボランティアを「募集する側」と「ボランティアをしたい方」の出会いの場を設定します。

◆日時 10月14日（日）午後1時30分から午後4時

◆会場 成東文化会館のぎくプラザ視聴覚室

◆対象 ボランティア体験に意欲のある一般市民、大学生 定員50名

◆内容 市民活動の意義、役割を確認しよう！／参加者の自己紹介（動機、関心のある分野）／受入れ団体体験プログラムのプレゼン／もっと聞きたい！（ワールドカフェ）／希望するプログラムを決定し、打合せ

◆参加方法 市民自治支援課にお問い合わせください。



コミュニティ・ビジネス講座

講義だけでなく、現地視察や実践者からの活動報告・意見交換を通して学ぶワークショップ形式の講座です。事業や活動を始めたい方、取組中の方、「応援したい」方もぜひ。

◆日時 10月9日（火）、11月6日（火）、12月14日（金）、1月18日（金）
2月2日（土）、3月8日（金）

いずれも午後2時から

◆会場 成東保健福祉センターほか

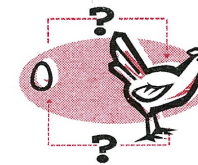
◆講師 細内 信孝

◆対象 コミュニティ・ビジネス、地域活性化、まちづくりに関心のある方（市外の方も受講可） 定員20名。

◆参加費 (1)初めて参加 3,000円【テキスト、資料代含む】
(2)受講経験有 1,000円

◆参加方法 申込書を市民自治支援課に提出。

※申込書は市民自治支援課窓口で受領するか、市ホームページからダウンロードしてください。



コミュニティ・ビジネスとは？
地域住民が主体になって地域の課題解決や生活の質の向上のために、ビジネス的視点を取り入れ、地域で活動する事業のことです。
一人ひとりが仲間とコミュニティ・ビジネスをすることで、地域を元気にすることができます。

山武SNS さんむ情報交流広場

毎月、講習会を開催しています。興味のある方は、ぜひご参加ください。

◆期 日 毎月第4土曜日 午後1時30分から午後3時30分
※都合により開催日が変更することがあります。

◆会 場 さんぶの森交流センターあららぎ館

◆内 容 地域SNS（ちいきエス・エヌ・エス）って何？／ログインしてみよう／プロフィールを作成しよう／トモダチの紹介、招待とは／ブログを作成してみよう／イベント情報を発信してみよう

◆主 催 山武地域SNS（さんむちいきエス・エヌ・エス）協議会

山武SNS <http://sammu-sns.jp/>

